

各 位

一般社団法人日中経済貿易センター

日中経済貿易センター第61回専門講演会《大阪・東京で開催》

中国赴任者の個人所得税 徹底講座

～2011年9月1日施行の個人所得税法(改正)のポイント～

本年9月1日より、税率等が改正された「中国個人所得税法」及び同法実施条例が施行されます。

日中間の経済関係が深まる中、中国へは多くの日本人が赴任しており、また、長期出張や短期で頻繁な出張というケースも増えています。こうした中国への赴任者や出張者について、中国での個人所得税納税の義務があるかないか、また、如何に正しく納税処理するかといった問題が、今や日中双方の企業にとって重要な課題となっております。

本セミナーは、此の度改正された「個人所得税法」及び同実施条例のポイントを含め、中国の個人所得税の納税ルールを正しく理解して頂くためのセミナーです。また、税法上の理解だけでなく、実務面からの解説も加え、理論と実務の両面から、中国税務の理解を深めて頂けます。

講師には、中国税法のスペシャリストであり、長年の中国駐在経験から実務にも明るい、税理士法人キャストの三戸俊英公認会計士をお招きします。是非ご参加賜りますようお願い申し上げます。

【日 時】 **大阪**：2011年9月27日（火） 15：00～17：00（14：30開場）

東京：2011年9月28日（水） 15：00～17：00（14：30開場）

【会 場】 **大阪**：ハートンホール 伊藤忠ビル B1「スカーレット」〈定員 60名〉

（住所：大阪市中央区久太郎町 4-1-3 / 地下鉄「本町駅」⑭番出口直結）

東京：新宿アイランドタワー20階「モバフ新宿アイランド」〈定員 40名〉

（住所：東京都新宿区西新宿 6-5-1 / 地下鉄「西新宿」①番出口直結）

【講 師】税理士法人キャスト 公認会計士 三戸俊英 氏

【主 催】一般社団法人日中経済貿易センター

【後援（予定）】日中投資促進機構、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、

京都商工会議所、神戸商工会議所、(財)大阪産業振興機構、(財)大阪国際経済振興センター

【参加費】主催・後援団体会員企業は無料、その他5,000円（当日、受付にて頂戴致します）【締切】9月21日（水）

【お問合せ先】〈大阪〉経済交流部 高橋・曲（TEL:06-4704-2511）〈東京〉コンサルグループ 村岡（TEL:03-6328-2636）

（切取不要）

FAX: 06-4704-2512 日中経済貿易センター 経済交流部 高橋・曲 行 JCC

【 JCC 第 61 回専門講演会 個人所得税セミナー 《大阪・東京》 】

会場	大 阪 (9/27) ・ 東 京 (9/28)		
貴社名			
部署・お役職		御氏名	
部署・お役職		御氏名	
TEL		FAX	